

九頭竜川流域関連福井市公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者
福井市企業管理者 前田 和宏

工事着手の年月日
昭和58年10月17日

工事完成の予定年月日
平成33年3月31日
令和 8年3月31日

目 次

(第1表)の1	予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書	1
(第1表)の2	予定排水区域及び放流箇所調書	2
(第2表)	吐口調書(雨水)	3
(第3表)の1	管渠調書(汚水)	4
(第3表)の2	管渠調書(雨水)	4
(第5表)	ポンプ施設調書	5

(第1表)の1

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域の面積	679 ㏎	予定処理区域内の地名		福井市 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」	
処理分区の名称	面積(単位 ㏎)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘 要
福 井 第1処理分区	557	1	福井市 定正町34番	南部幹線	
福 井 第2処理分区	65	21	福井市 二日市町31字	春江幹線	
福 井 第3処理分区	57	26	福井市 白方町1字	西部幹線	

(第1表)の2

予定排水区域及び放流箇所調書					
予定排水区域の面積		337 ㏎	予定排水区域内の地名		福井市 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」
排水区の名称	面積(単位 ㏎)	放流箇所の番号		放流箇所の 位置	放流先の名称 摘 要
北川排水区	100	吐	1	福井市川合 鷺塚町 61字	一級河川 北 川
		吐	2	福井市川合 鷺塚町 62字	一級河川 北 川
		吐	3	福井市定正 町 35 番	一級河川 北 川
磯部川排水区	21	吐	4	福井市定正 町 22 字	一級河川 磯 部 川
八ヶ川第1 排水区	42	吐	5	福井市八重 巻町 9 字	上 森 田 排 水
芳野川排水区	120	吐	2 1	福井市上森 田 3 丁目	一級河川 芳 野 川
		吐	2 8	福井市上野 本町 25 字	一級河川 芳 野 川
大森川排水区	54	吐	3 7	福井市天池 町 43 字	一級河川 大 森 川
		吐	3 8	福井市天池 町 42 字	一級河川 大 森 川

(第2表)

吐 口 調 書 (雨 水)						
排水区の 名称	主 要 な 吐口の種類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量 (m ³ /sec)	放 流 先 の 名 称	摘 要
北川排水区	分流式雨水管渠	吐 1	福井市川合鷲塚町 61字	3.388	一級河川 北 川	計画洪水流量 18m ³ /sec
	分流式雨水管渠	吐 2	福井市川合鷲塚町 62字	5.950	一級河川 北 川	"
	分流式雨水管渠	吐 3	福井市定正町 35番	2.479	一級河川 北 川	"
磯部川排水区	分流式雨水管渠	吐 4	福井市定正町 22字	4.480	一級河川 磯 部 川	計画洪水流量 7m ³ /sec
八ヶ川第1 排水区	分流式雨水管渠	吐 5	福井市八重巻町 9字	2.859	上森田 排水	計画洪水流量 29m ³ /sec
芳野川排水区	分流式雨水管渠	吐 21	福井市上森田 3丁目	3.026	一級河川 芳 野 川	計画洪水流量 28m ³ /sec
	分流式雨水管渠	吐 28	福井市上野本町 25字	1.860	一級河川 芳 野 川	"
大森川排水区	分流式雨水管渠	吐 37	福井市天池町 43字	1.697	一級河川 大 森 川	計画洪水流量 8m ³ /sec
	分流式雨水管渠	吐 38	福井市天池町 42字	2.502	一級河川 大 森 川	"

(第3表)の1

管 渠 調 書 (汚 水)				
処理分区の名称	主要な管渠の 内のり寸法 (単位ミリメートル)	延 長 (単位メートル)	点検箇所の数	摘 要
福井第1処理分区	150～1000	12,400	11 8	方法：マンホール内からの管内目視若しくは管口テレビカメラを用いる方法 頻度：5年に1回以上
	小計	12,400	11 8	
福井第2処理分区	100～300	1,890	2 1	方法：マンホール内からの管内目視若しくは管口テレビカメラを用いる方法 頻度：5年に1回以上
	小計	1,890	2 1	
福井第3処理分区	100～300	3,610	4 2	方法：マンホール内からの管内目視若しくは管口テレビカメラを用いる方法 頻度：5年に1回以上
	小計	3,610	4 2	
計		17,900	17 11	

(第3表)の2

管 渠 調 書 (雨 水)				
排水区の名 称	主要な管渠の 内のり寸法 (単位ミリメートル)	延 長 (単位メートル)	点検箇所の数	摘 要
北川排水区	□ 1200×1200～ □ 2000×2000	2,160	-	
	1100×1100～ 1700×1700	30	-	
	小計	2,190		
磯部川排水区	□ 1400×1400～ □ 1800×1800	740	-	
	小計	740		
八ヶ川第1排水区	□ 1300×1300～ □ 1500×1500	310	-	
	小計	310		
芳野川排水区	□ 1100×1000～ □ 1700×1700	410	-	
	小計	410		
大森川排水区	□ 1200×1200～ □ 1400×1400	840	-	
	1100×1100	20	-	
	小計	860		
計		4,510		

(第5表)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の名称	処理分区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 (単位ヘクタール)	1分間の揚水量 (単位立法メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
下森田 ポンプ場	福井第1 処理分区	福井市下森 田町9字	0.06	1.9	-	汚水中継 ポンプ場
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要	
下森田ポンプ場	流入ゲート	1基			1 / 1	
	スクリーン	1基			1 / 1	
	汚水ポンプ	2台	水中汚水ポンプ	最大揚水量 1.9m ³ /分	2 / 2 (内1台 予備)	
	圧送管	1条	250mm =220m		1 / 1	
	電気設備	1式	受配電設備 自家発電設備			
	脱臭設備	1式	活性炭吸着方式			
	建築設備	1棟	スクリーン室、電気室、 自家発電室等、地下2 階、地上1階建			

7 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

7-1 事業費総括表

(単位:千円)

上段:変更前

下段:変更後

費目	管渠			ポンプ場	流域下水道分担金	計
	汚水	雨水	小計			
事業費	20,693,549	5,185,134	25,878,683	262,206	1,875,046	28,015,935
	14,192,160	3,556,096	17,748,256	398,214	2,000,510	20,146,980
工事費	18,624,194	4,666,621	23,290,815	235,985	1,875,046	25,401,846
	12,772,944	3,200,486	15,973,430	358,393	2,000,510	18,332,333
本工事費	18,624,194	4,666,621	23,290,815	195,776	1,875,046	25,361,637
	12,772,944	3,200,486	15,973,430	318,184	2,000,510	18,292,124
付帯工事費						0
			0	0	0	0
その他						0
			0	0	0	0
用地及び補償費				40,209		40,209
			0	40,209	0	40,209
事務費	2,069,355	518,513	2,587,868	26,221		2,614,089
	1,419,216	355,610	1,774,826	39,821	0	1,814,647

(単位:千円)

イ. 経費の部										
年次	建設費						起債償還費	維持管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	流域下水道 分担金	計	うち用地費				
令和 ～元年	21,908,356 15,360,256	262,206 368,214	-	1,849,028 1,832,510	24,019,590 17,560,980	41,011 41,011	3,138,671 3,640,189	5,260,760 4,068,440	-	32,419,022 25,269,609
令和 2年	3,970,327 398,000	0 5,000	-	26,018 28,000	3,996,345 431,000	-	165,116 427,000	650,286 222,000	-	4,811,748 1,080,000
令和 3年	398,000	5,000	-	28,000	431,000	-	427,000	222,000	-	1,080,000
令和 4年	398,000	5,000	-	28,000	431,000	-	427,000	222,000	-	1,080,000
令和 5年	398,000	5,000	-	28,000	431,000	-	427,000	222,000	-	1,080,000
令和 6年	398,000	5,000	-	28,000	431,000	-	427,000	222,000	-	1,080,000
令和 7年	398,000	5,000	-	28,000	431,000	-	427,000	222,000	-	1,080,000
令和2～ 7年	3,970,327 2,388,000	0 30,000	-	26,018 168,000	3,996,345 2,586,000	-	165,116 2,562,000	650,286 1,332,000	-	4,811,748 6,480,000
合計	25,878,683 17,748,256	262,206 398,214	-	1,875,046 2,000,510	28,015,935 20,146,980	41,011 41,011	3,303,788 6,202,189	5,911,047 5,400,440	-	37,230,769 31,749,609

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位:千円)

ロ. 財源の部											
年次	建設改良費						維持管理費及び起債償還費				合計
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	使用料	他会計繰入金	その他	計	
令和	5,766,734	13,673,887	3,428,965	1,150,004		24,019,590	5,877,180	2,522,252		8,399,432	32,419,022
～元年	4,140,045	9,036,551	3,323,370	1,041,295	19,719	17,560,980	5,734,242	1,947,712	26,675	7,708,629	25,269,609
令和	652,578	3,145,251	116,651	81,865		3,996,345	299,681	515,721		815,403	4,811,748
2年	129,000	214,000	53,000	15,000	20,000	431,000	419,000	203,000	27,000	649,000	1,080,000
令和											
3年	129,000	214,000	53,000	15,000	20,000	431,000	419,000	203,000	27,000	649,000	1,080,000
令和											
4年	129,000	214,000	53,000	15,000	20,000	431,000	419,000	203,000	27,000	649,000	1,080,000
令和											
5年	129,000	214,000	53,000	15,000	20,000	431,000	419,000	203,000	27,000	649,000	1,080,000
令和											
6年	129,000	214,000	53,000	15,000	20,000	431,000	419,000	203,000	27,000	649,000	1,080,000
令和											
7年	129,000	214,000	53,000	15,000	20,000	431,000	419,000	203,000	27,000	649,000	1,080,000
令和2～	652,578	3,145,251	116,651	81,865		3,996,345	299,681	515,721		815,403	4,811,748
7年	774,000	1,284,000	318,000	90,000	120,000	2,586,000	2,514,000	1,218,000	162,000	3,894,000	6,480,000
合計	6,419,312	16,819,138	3,545,616	1,231,869		28,015,935	6,176,861	3,037,973		9,214,834	37,230,769
	4,914,045	10,320,551	3,641,370	1,131,295	139,719	20,146,980	8,248,242	3,165,712	188,675	11,602,629	31,749,609
下水道使用料 関連事項	接続率 : 92.9 % (令和元年度末) 92.9 % (令和7年度) 講じる対策: 職員による戸別訪問や、下水道のPRイベント等により接続を働きかける。										
	有収率 : 79.8 % (令和元年度末) - % (令和7年度) 講じる対策: 下水道施設への侵入水調査を行い、管きよの接続部分やマンホール等からの侵入水を減らす対策を行う。										
	その他の講じる対策										

8 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面

8-1 施設の設置に関する方針【様式1】

主要な施設	整備水準			事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成のための主要な事業	備考
	指標等	現在 (R元 年度末)	中期目標 (R7 年度末)			
汚水処理	下水道処理人口普及率	87.7%	91.8%	93.2%	未整備区域を3つのブロックに分け各ブロックごとに効率性を重視して整備を進める。	安原污水管線整備事業外
浸水対策	都市浸水対策達成率	整備目標 43.1mm 84.2%	92.0%	100%	合流区域(1,410ha)と分流区域の一部(100ha)において、浸水シミュレーションを活用し、重点対策地区を設定することで効率的で効果的な整備を進める。	加茂河原・小山谷排水区、橋南排水区の明里パイル管整備

8-2 施設の機能の維持に関する方針【様式2】

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	福井市下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設を〔点的施設〕〔線的施設〕〔面的施設〕の3つに分類して捉え、点検については、〔点的施設〕（主に腐食するおそれが大きい排水施設）については5年に1回の頻度で、〔面的施設〕における可とう性管（ビニル管、更生管等）については概ね30年に1回の頻度で実施する。調査については、点検で異常を確認した場合や、〔線的施設〕における剛性管（陶管、ヒューム管等）については概ね15年に1回の頻度で、〔線的施設〕における可とう性管及び〔面的施設〕における剛性管については概ね30年に1回の頻度で実施する。
汚水・雨水ポンプ施設 （ポンプ本体）	福井市下水道ストックマネジメント計画に基づき、汚水ポンプ本体については概ね8年に1回の頻度で、雨水ポンプ本体については概ね10年に1回の頻度で、分解調査を実施する。
水処理施設 （送風機本体）	福井市下水道ストックマネジメント計画に基づき、送風機本体については概ね10年に1回の頻度で、目視による調査を実施する。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	福井市下水道ストックマネジメント計画に基づき、汚泥脱水機については概ね8年に1回の頻度で、目視による調査を実施する。

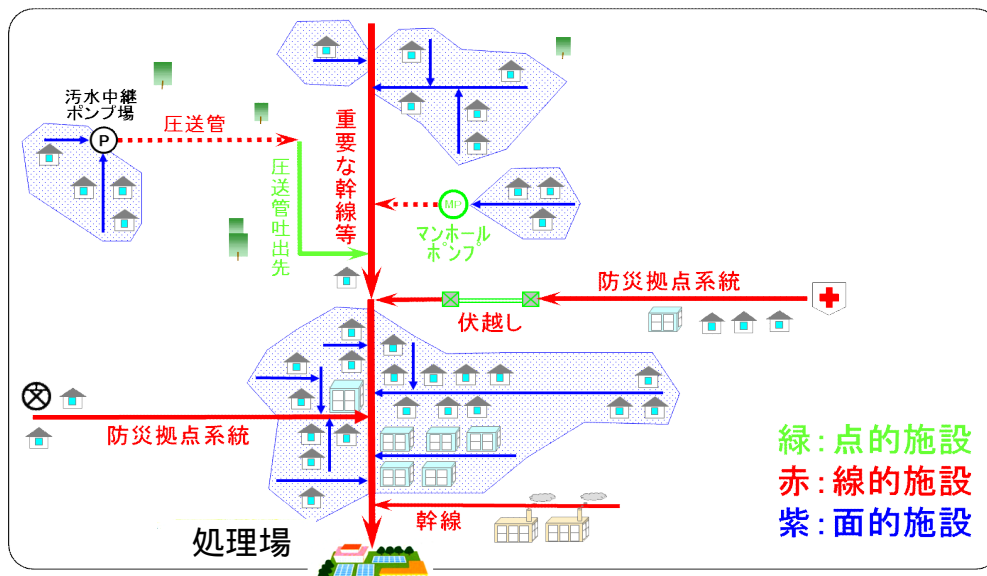


図8-1 点的施設・線的施設・面的施設のイメージ図

）診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	管渠（本管）は健全度 又は ¹ 以下、マンホール本体は健全度 ¹ 以下、マンホール蓋は健全度 ^{1 2} 、或いは安全機能項目を満たしていないものを修繕改築の対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 （ポンプ本体）	ポンプ設備は健全度 ^{2 3} 以下を修繕改築の対象とする。
水処理施設 （送風機本体）	送風機設備は健全度 ^{2 3} 以下を修繕改築の対象とする。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	汚泥脱水機設備は健全度 ^{2 3} 以下を修繕改築の対象とする。

- 1：（公社）日本下水道協会：下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）平成25年6月、P103を参考に本市の現状に沿って設定した健全度
 2：下水道新技術推進機構：下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル2012年3月、P77に基づく健全度
 3：国交省水管理・国土保全下水道部、国交省国土技術政策総合研究所下水道研究部：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 平成27年11月 P85に基づく健全度

）改築事業の概要（令和3年度～令和5年度）

主要な施設	改築事業の概要 ¹
管渠施設	延長：概ね4km
汚水・雨水ポンプ施設 （ポンプ本体）	汚水ポンプ （加茂P）（揚水量：約19.4m ³ /分×4台） （足羽P）（揚水量：約15.5m ³ /分） （乾徳P）（揚水量：約44.0m ³ /分×3台） 雨水ポンプ （加茂P）（揚水量：約115.2m ³ /分×2台、約547.3m ³ /分×1台） （足羽P）（揚水量：約543.5m ³ /分） （米松P）（揚水量：約155.4m ³ /分×1台） （底喰雨水P）（揚水量：約300m ³ /分×1台）
水処理施設 （送風機本体）	送風機設備 （日野川浄化センター）
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	汚泥脱水機設備 （日野川浄化センター）

- 1：福井市の公共下水道事業全体を対象とする。

b）長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し ¹ （年当たりの概ねの事業規模の試算）	試算年次	試算の前提条件
年当たり概ね5.2億円	概ね50年後	管渠施設は健全度 ² 以下で改築 その他は標準耐用年数×1.6で改築

- 1：福井市の公共下水道事業全体を対象とする。
 2：（公社）日本下水道協会：下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）平成25年6月、P103を参考に本市の現状に沿って設定した健全度